

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年6月14日

【会社名】 曙ブレーキ工業株式会社

【英訳名】 AKEBONO BRAKE INDUSTRY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 C E O 宮 地 康 弘

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋小網町19番5号

【電話番号】 03(3668)5171(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 C F O 宇 佐 美 健 史

【最寄りの連絡場所】 埼玉県羽生市東5丁目4番71号

【電話番号】 03(3668)5183

【事務連絡者氏名】 事業管理部長 小 野 崎 正 史

【縦覧に供する場所】 曙ブレーキ工業株式会社 Ai-City(本社)
(埼玉県羽生市東5丁目4番71号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

2024年6月14日

(2) 当該事象の内容

当社は、本日開催の取締役会において、本日付で、2024年6月28日を借入実行日とし、ドイツ銀行東京支店をアレンジャーとするリファイナンス資金の借入契約（以下「本借入契約」といいます。）を締結し、これらを返済原資として、事業再生計画に定められている2024年6月30日を期限としていた既存の借入金（以下「支援後債権」といいます。）の残高を完済することを決議いたしました。

当社は、2019年9月18日付「事業再生ADR手続における事業再生計画案の決議のための債権者会議の開催並びに事業再生ADR手続の成立及び債務免除等の金融支援に関するお知らせ」にて公表したとおり、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（事業再生ADR手続）の中でお取引金融機関から事業再生計画の内容についてご同意いただき、当社の抜本的な収益改善に向けて取り組んでまいりました。

今般、本借入契約に基づき当社が調達する資金320億円及び自己資金170億円をもって、総額490億円（2024年3月期末現在）の支援後債権を完済することを決議いたしました。

借入契約の概要

形態： シンジケートローン（タームローン）
組成金額： 320億円
契約日： 2024年6月14日（予定）
借入期間： 2024年6月28日～2029年6月末日
アレンジャー・エージェント： ドイツ銀行東京支店
財務上の特約： グロスレバレッジ比率、デットサービスカバー比率、銀行預金残高、連結純資産、連結営業利益、設備投資金額に関する財務上の特約が付されております。
担保： 土地、建物並びに関係会社株式及び関係会社短期貸付金

(3) 当該事象の損益に与える影響額

本借入契約締結に伴い、2025年3月期第1四半期の個別決算において約10億円の営業外費用（資金調達費用）を計上する見込みです。

以 上